

行政情報

市営住宅入居者募集

申込書配布

5月1日(火)～

建築課および各管轄の総合支所にて配布します

受付期間

5月15日(火)～17日(木)

午前8時30分～午後5時

受付場所

建築課各管轄の総合支所

募集する住宅

※今回の募集住宅は、単身での申し込みも可能です。

| | |
|------|-----------------|
| 管轄 | 牡鹿 |
| 種類 | 公営 |
| 住宅名 | 鮎川笹ヶ平住宅6号 |
| 所在地 | 鮎川浜笹ヶ平5-5 |
| 間取り | 3K(6×2/4.5) |
| 建築年度 | 平成7年度 |
| 構造 | 木造平屋建 |
| 家賃 | 13,300円～70,400円 |

〈重要〉

申し込み時点で市税等の滞納がある方、申込者または同居予定者が暴力団員の場合は申し込みできませんのでご注意ください。

※申し込みの際には各書類の提出が必要となり、取り寄せに時間を要するものがありますので、事前に問い合わせてください。

※災害等で住宅の提供が必要な場合は、募集を中止することがあります。

※震災で住居を失った方(り)被災認定が全壊または大規模半壊)については、入居

石巻霊園墓所申し込み受け付け開始

収入要件に関係なく申し込みができます。

建築課

(内線5668・5669)

牡鹿総合支所地域振興課

☎45-2114

太陽光発電普及促進事業補助金の受付

太陽光発電補助金の受け付けは、5月下旬開始の予定です。

環境課

(内線3368・3369)



永代使用料は区画の大き

申し込み資格(次の要件をすべて満たす方)

5月14日(月)～18日(金)

午前9時～正午

午後1時～5時

申請書受付期間

5月21日(月)～25日(金)

午前9時～正午

午後1時～5時

申請書配布・受け付け場所

市役所3階環境課(各総合支所・支所で受け取り希望の場合は18日(金)まで環境課まで連絡してください)

使用許可予定区画数

- ① 4平方メートル(30区画)
- ② 5平方メートル(27区画)
- ③ 6平方メートル(10区画)
- ④ 9平方メートル(1区画)
- ⑤ 12平方メートル(2区画)

環境課 (内線3365)

平成24年度 介護用品支給券の交付申請

在宅の高齢者を介護して

いる家族の経済的負担を軽減

するため「介護用品支給券」を交付しています。支給

対象となる方は、次の要件

をすべて満たしていること

が必要です。

● 市内在住の方で、65歳以

上の高齢者を同居で介護

している方

● 対象となる高齢者が、在

宅で生活している方

● 対象となる高齢者が、介

護認定を受け、介護用品

が必要と認められる方

● 世帯員全員が市民税非課

税の方

※平成23年度介護用品支給

券の交付を受けている方

は、更新申請が必要となり

ますのでご注意ください。

※なお、新規申請は、随時受

け付けています。

☎(内線2444)

各総合支所保健福祉課

国民健康保険加入の皆さんへ

：簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入して

いる世帯は、毎年必ず前年

の所得金額の有無のかわら

ず、申告をする義務があ

ります。

● 国保世帯の世帯主(本人

自身が国保に加入していな

い場合も含みます)と国保

に加入している世帯員全

員の合算所得金額が、一定

基準額を下回る場合、均等

割額(1人ひとりにかかる

額)と平等割額(世帯毎に

かかる額)が軽減される制

度がありますので、次のよ

河川愛護モニターの募集!

【応募資格】 活動区間の沿川に在住している人で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある20歳以上の健康な方

【報酬】 月額4,500円程度 活動区間ごと各一人

【任期】 7月～平成25年6月

【申込期限】 16日(水)履歴書必着

【活動区間】 ①北上川(河口部から飯野川橋) ②旧北上川(河口部から開北橋)

☎ 北上川下流河川事務所占有調整課 ☎94-9851

詳しくは、お問い合わせください。

憲法週間を迎えて ～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲法記念日(5月3日)を中心に5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会等の協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会等の憲法週間行事を積極的に行っています。

週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。皆さんの参加をお待ちしていますので、ご興味のある方は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所ホームページ(http://www.courts.go.jp/)をご確認ください。

間もなく、「裁判所週間」が始まってから3年間が経過します。裁判所では、皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

裁判所では、これまで同様、皆さんのよりいっそうのご理解を得られるよう、広報活動を続けて参ります。仙台では次のような行事を予定しています

●裁判所制度説明会

とき 5月10日(木)

☎ 仙台地方裁判所総務課 ☎022-222-6115(直通)

●無料法律相談・裁判所手続案内

とき 5月9日(水)

☎ 仙台家庭裁判所総務課 ☎022-222-4165(内線4612・4613)

税の方

※平成23年度介護用品支給

券の交付を受けている方

は、更新申請が必要となり

ますのでご注意ください。

※なお、新規申請は、随時受

け付けています。

☎(内線2444)

各総合支所保健福祉課

国民健康保険加入の皆さんへ

：簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入して

いる世帯は、毎年必ず前年

の所得金額の有無のかわら

ず、申告をする義務があ

ります。

● 国保世帯の世帯主(本人

自身が国保に加入していな

い場合も含みます)と国保

に加入している世帯員全

員の合算所得金額が、一定

基準額を下回る場合、均等

割額(1人ひとりにかかる

額)と平等割額(世帯毎に

かかる額)が軽減される制

度がありますので、次のよ

うな方は必ず簡易申告をし

ててください。

①平成23年中に収入のな

かった方(23年中の収入

が雇用保険等の非課税所

得のみの方も含まれます)

②平成23年中に障害・遺族

年金を受給していた方(た

だし、国民年金などの受

給者は、申告は不要です)

③平成23年中に扶養、仕送

り、退職金、預貯金で生活

していた方等

受付場所 市役所2階 保

環境課

(内線2337・2338・

2339)

各総合支所市民生活課

除年金課1番窓口および

各支所 各総合支所市民

生活課

※すでに税務署や市役所、

各総合支所で国保加入者

分(国保に加入していな

い世帯主も含む)の申告

を済ませている場合は必

要ありません。

※国保加入世帯の中に、①

③いずれかに該当して

いるにもかかわらず、1

人でも未申告の方がいる

と、保険税の軽減や高額

療養費の負担限度額の判

定ができなくなりますの

でご注意ください。

☎ 保険年金課